（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等の提供に関する経過措置）

第九条　改正法附則第十六条第一項の規定の適用がある場合における新規則第六十八条（第十一項から第十七項までを除く。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	法第百五十条の三第一項（又は同条第四項のグループ国内最低課税額報告対象法人（同項に規定するグループ国内最低課税額報告対象法人をいう。）が同条第一項又は第四項	所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号。以下この条において「改正法」という。）附則第十六条第一項（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等の提供に関する経過措置）の規定により読み替えられた法第百五十条の三第一項（が同条第一項
	同条第一項に	同項に
	又はグループ国内最低課税額報告事項等（法第百五十条の三第四項に規定するグループ国内最低課税額報告事項等をいう。以下この条において同じ。）を法第百五十条の三第一項又は第四項	を同項
第二項	法第百五十条の三第一項	改正法附則第十六条第一項の規定により読み替えられた法第百五十条の三第一項
	又はグループ国内最低課税額報告事項等を入力して	を入力して
第三項	又はグループ国内最低課税額報告事項等を送信する	を送信する
第四項	法第百五十条の三第一項	改正法附則第十六条第一項の規定により読み替えられた法第百五十条の三第一項
第五項	法第百五十条の三第一項第一号イ	改正法附則第十六条第一項の規定により読み替えられた法第百五十条の三第一項第一号イ
第五項第二号	次に掲げる事項	イからハまでに掲げる事項及びこれらの事項について参考となるべき事項
	若しくは第四項に規定する	に規定する
	当該事項又はこれ	これらの事項又は当該これらの事項
	又は第六項の規定	の規定
第五項第三号	若しくは第四項に規定する	に規定する
	又は第六項の規定	の規定
第五項第四号イ	法第八十二条の三第二項第一号イ(3)	所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）第二条の規定（同法附則第一条第三号ロ（施行期日）に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下第七項までにおいて「旧法人税法」という。）第八十二条の二第二項第一号イ(3)
	第八項（これらの規定を同条第十四項において準用する場合を含む。）又は同条第九項	第七項（これらの規定を同条第十三項において準用する場合を含む。）又は同条第八項
第五項第四号イ(2)	各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税又は外国におけるこれに相当する税	法人税法施行令及び法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令（令和七年政令第百二十一号）第一条の規定（同令附則第一条第一号（施行期日）に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法施行令第百五十五条の三十四第二項第三号（対象租税の範囲）に掲げる税
第五項第四号ロ	法第八十二条の三第二項第一号	旧法人税法第八十二条の二第二項第一号